第六条第三項中「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第二条第二項」を「漁業法第七条第一項」に、「同条第六項」を「同法第十一条第二項第三号」に、「第一種特定海洋生物資源」を「特定水産資源」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第六十一条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第十四条第二項中「第二十八条の」を「第二十七条の」に、「第二十八条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条第三項中「第二十八条」を「第二十七条」に改める。

第二十七条中「第二十八条」を「第二十七条」に、「第二十八条（」を「第二十七条（」に、「第二十八条第二項」を「第二十七条第二項」に改める。

第四十二条第四項中「第百二十一条の二第一項」を「第百六条第一項」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十二条　施行日前に旧水協法第八十七条第八項に規定する全国連合会が同条第一項第十号の規定により行う会員の監査並びに同条第八項及び附則第二十五条の規定により行う旧水協法第四十一条の二第一項に規定する特定組合の監査については、前条の規定による改正前の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第七条の規定は、なおその効力を有する。

（金融庁設置法の一部改正）

第六十三条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号ニ中「第百二十一条の二第二項」を「第百六条第二項」に改め、同号ホ中「第百二十一条の五の二第二項」を「第百十条第二項」に改め、同号ヘ中「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

（持続的養殖生産確保法の一部改正）

第六十四条　持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六条第二項」を「第六十条第二項」に、「第百三十六条」を「第百八十三条」に改める。

第六条第一項中「第八条第一項」を「第百五条」に、「同項に規定する漁業を営む権利を有する者の資格に関する」を「同法第百六条第三項第一号に掲げる」に、「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「第十一条の二第四項」を「第十一条の三第四項」に改め、同条第三項中「第十一条の二第五項」を「第十一条の三第五項」に改め、同条第四項中「議決」を「決議」に改める。

第七条第一項中「第百三十六条」を「第百八十三条」に改め、同条第三項中「第三十四条第一項又は第四項」を「第八十六条第一項」に改め、同条第四項を削る。

第九条第五項中「第百三十六条」を「第百八十三条」に改める。

（農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第六十五条　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「決議等」を「決議」に改め、同条第一項中「第十一条の四第二項」を「第十一条の五第二項」に改め、「又は議決」を削る。

（水産基本法の一部改正）

第六十六条　水産基本法（平成十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）」を削る。

（農林中央金庫法の一部改正）

第六十七条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第九十五条の五第一項中「第百二十一条の五の三第一項」を「第百十一条第一項」に、「第百二十一条の五の二第二項各号」を「第百十条第二項各号」に、「第百二十一条の五の二第二項に」を「第百十条第二項に」に改める。

第九十五条の五の六第三項中「第百二十一条の五の四第一項」を「第百十二条第一項」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第六十八条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の項を削る。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第六十九条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項中「第十一条第一項の規定により当該漁場の区域を定めた漁業の免許について定められている地元地区又は」を「第六十条第一項に規定する漁業権の同法第六十二条第二項第一号へに規定する」に改める。

（会社法の一部改正）

第七十条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第百二十一条第五項」を「第百二十六条の四第五項」に改める。

（会社法の一部改正に伴う経過措置）

第七十一条　前条の規定による改正後の会社法第九百四十三条の規定の適用については、旧水協法第百二十一条第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられた者は、新水協法第百二十六条の四第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七十二条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第三百五十四条第三項中「第百条の八第五項」を「第百五条第五項」に、「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改める。

（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正）

第七十三条　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「第百二十一条の二第三項」を「第百六条第三項」に改め、同条第二項中「第十一条の六第二項」を「第十一条の八第二項」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第七十四条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

別表の一の項中「特定区画漁業権免許事業」を「削除」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第七十五条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三を削る。

別表の二の三の項を削る。